年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与していないが、申立期間当時は家業が忙しく休日が少なかったため、母に保険料納付を頼んでいた。母は几帳面な性格であり、実際に昭和 47 年度から 62 年度途中までの約 15 年間分の私の保険料の領収証も保管してある。母が申立期間の 3 か月分のみ未納にすることは考えられず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が結婚した平成5年までは母に国民年金保険料の納付を頼んでいた。」と述べており、当時生計を同一にしていたその父母の申立期間に係る保険料は、第3回特例納付により、昭和55年6月30日に納付されていることが、特例納付者リストから確認できるところ、その同じ日に、申立人の45年10月から47年3月までの保険料が第3回特例納付により、同じく申立人の53年1月から同年3月までの保険料が過年度納付により納付されていることが確認できることから、申立期間のみを未納にしていることは考え難く、申立人は、申立期間の保険料を特例納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人及びその父母のオンライン記録によると、申立人の特例納付月数は 18 か月、その父の当該月数は6か月、その母の当該月数は3か月となっているが、特例納付者リストによると、申立人の当該月数はオンライン記録と同じであるものの、その父の当該月数は9か月、その母の当該月数は6か月となっており、オンライン記録と相違していることから、

当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 45 年 10 月 から 60 歳で資格を喪失するまで、申立期間を除き保険料を全て納付している上、申立人が保管する昭和 47 年度から 62 年度途中までの約 15 年間分の保険料の領収証及びオンライン記録から、申立人が全納付済期間のほとんどを定期的に納付していることが確認できることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 4623

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成14年2月から同年6月までは44万円、同年7月から同年12月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月4日から15年1月8日まで A社における私の標準報酬月額の記録は、全て訂正されて誤ったもの となっているので、訂正前の正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年6月までは44万円、同年7月から同年12月までは14万2,000円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった15年1月8日の翌日の同年1月9日付けで、14年2月4日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同じくオンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の資格を取得している被保険者 77 人のうち 29 人の標準報酬月額は、平成 15 年 1 月 9 日付け又は同年 2 月 17 日付けで、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び訂正処理日において当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「当該事業所で社会保険関係の事務を担当していたが、入社したばかりで役職に就いていたということもなく、あくまで上司の指示に従って業務を行っていただけである。」と主張しているところ、元同僚も、「申立人は役職者ではなかったので、何も権限は無かったと思う。」と供述している。

加えて、B年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票から、 当該事業所では平成12年10月から厚生年金保険料の滞納が始まっている ことが確認できる上、同処分票の事蹟欄から、申立人は、標準報酬月額の 遡及訂正には関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 14 年 2 月から同年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年9月までの期間、同年11月及び10年2月から11年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月から同年9月まで

② 平成9年11月

③ 平成10年2月から11年1月まで

私の勤務先の事業所が平成 12 年4月に厚生年金保険の適用事業所となった際、私の母は、同年夏頃にA区役所B課に電話して、それまで未納であった国民年金保険料の 38 か月分の納付書を送付してもらった。母が3年間かけて当該未納保険料を1か月分ずつ同区役所C出張所で納付したのに、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を含む平成9年2月から12年3月までの期間の未納保険料について、「母が、12年夏頃に送付してもらった38か月分の納付書で、3年間かけて毎月1か月分ずつ納付した。」と申述している。

しかし、申立期間①及び②は、納付したとする平成 12 年夏時点において、時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間①直後の9年10月の保険料は11年11月30日に納付されており、この時点において、申立期間①は、時効により保険料を納付できない期間であること、及び申立期間②直後の9年12月の保険料は12年1月31日に納付されており、この時点において、申立期間②は、時効により保険料を納付できない期間であることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、平成13年2月13日に過年度納付書が作成されており、この時点において、申立期間③のうち10年2月から同年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間③直後の11年2月の保険料は13年3月12日に納付されており、この時点において、申立期間③は、時効により保険料を納付できない期間であることを踏まえると、申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

以上の状況及び申立期間③直後の平成11年2月から12年3月までの期間の保険料が13年3月から14年4月までにかけておおむね毎月1か月分ずつ2年前に遡って納付されていることを踏まえると、申立人の主張は、13年2月に作成された過年度納付書で当該期間の保険料を遡って納付した際の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人の母は、申立期間の保険料について、「A区役所C出張 所で過年度納付した。」と申述しているが、区役所出張所の窓口では過年 度保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間①、②及び③は、いずれも平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が一層進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ない上、申立人の申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

千葉国民年金 事案 4236 (事案 3994 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 11 月までの期間及び同年 12 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年11月まで

② 昭和47年12月から48年3月まで

私は、昭和 46 年 12 月に会社を退職し、47 年 1 月から家業のA(業種)を手伝った。同時期に、国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人を通じて国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未加入及び未納とされていることは納得できない。

初回の申立ての際、父と姉が家業のB(業務)を担当し、母、姉、私の保険料を、自宅に来た集金人を通じて一緒に納付していたと主張したつもりであるが、記録の訂正が認められなかったので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、昭和 47 年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年3月26日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳には、同年4月2日に発行されたことが記載されていることから、その頃に加入手続が行われたものと推認でき、申立人の申述とは相違すること、ii)申立期間①については、同国民年金手帳、特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は47年12月31日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、iii)申立期間②については、特殊台帳によると、申立人は、申立期間②直後の48年4月から49年3月まで

の期間の保険料を 50 年 5 月 13 日に過年度納付しており、申立期間②は特例納付によらなければ納付できない期間であるが、特例納付記録は無く、当該過年度納付を行った時点で申立期間②の保険料を納付したことはうかがえないこと、iv) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る納付状況は不明であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間当時、姉が家業のA(業種)を手伝い、父と共にB(業務)を担当し、母、姉、私の保険料を、自宅に来た集金人に納付していた。」と主張し、申立人の姉も同様の証言をしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき事情としては認められない。

また、申立人は、新たな資料として、申立期間①及び②より後の昭和49年度及び50年度の国民年金保険料納入通知書兼領収証書の写しを提出しているが、当該納入通知書兼領収証書から、申立期間①及び②の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺 事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険 料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4237 (事案 831 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年3月まで

私は、A市役所(当時)で国民年金に加入する際、窓口で付加年金制度の説明を受け付加年金に加入した。申立期間に付加保険料の納付記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の付加保険料の納付方法、金額等についての申立人の主張は具体的ではなく、申立期間の付加保険料の納付状況が不明確であること、ii)市町村から送付される納付書は、定額保険料と付加保険料を合わせた保険料額となっていることから、145か月もの長期間にわたり付加保険料の納付記録だけが欠落したとは考えにくいこと、iii)特殊台帳及びB市C区の記録でも、申立期間について付加保険料を納付していた記載は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間のうち、A市(現在は、D市)に住所があった昭和49年3月から51年3月までの25か月間に申立期間を短縮して再申立てを行っているが、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年3月まで

② 昭和43年4月から44年3月まで

私は、家業であるA(業種)の長男であり、20歳になったときに私の父又は母が国民年金の加入手続を行い、加入以降ずっと国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されているにもかかわらず、申立期間について未納の記録になっていることは納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊の国民年金手帳は、それぞれ、昭和43年3月12日及び47年4月1日に発行されており、申立期間①を含む昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄は無い上、申立人の特殊台帳には申立期間①の国民年金保険料が納付された形跡は確認できない。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間②に係る昭和 43 年度の国民年金印紙検認記録欄に割印が押され、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立人は、申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、当該処理は未納の場合にも行う処理であり、当該印紙検認記録欄に検認印が押されていないことから、印紙検認台紙が切り取られていることをもって申立期間②の保険料の納付を裏付けるものとはいえず、申立人の特殊台帳においても申立期間②の保険料が納付された形跡は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与して おらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう かがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年9月までの期間、63年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年9月まで

② 昭和63年11月及び同年12月

私は、申立期間①については、職場に集金に来たA市の職員に、又は最寄りの金融機関で、また、申立期間②については、自宅に集金に来たB市の職員に、又は最寄りの金融機関で、それぞれ未納分の国民年金保険料を遡って納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、職場に来たA市の職員に、又は最寄りの金融機関で、また、申立期間②については、自宅に来たB市の職員に、又は最寄りの金融機関で、それぞれ未納分の国民年金保険料を遡って納付したと申述している。

しかし、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿に記載されている年金手帳の発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和59年12月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で、申立期間①のうち57年4月から同年9月までの保険料は時効により納付できない期間である上、同被保険者名簿によると、申立期間①直後の58年10月から59年3月までの保険料は61年1月4日に過年度納付された記載が確認でき、同時点で、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A市において申立期間①の保険 料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、平成2年6月7日に保険料の過年度納付書が作成されたことが確認できるところ、申立人は、申立期間②直後の元年1月から2年3月までの保険料を3年4月1日に遡って一括で納付しており、同時点で、申立期間②の保険料は時効により納付できない期間である上、当時、同居していたとする申立人の妻、両親及び妹の申立期間②の保険料も未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年3月まで

私は、結婚を契機にA町役場(当時)で国民年金の加入手続を行い、加入以前の国民年金保険料はそのときに一括で納付し、加入後は継続して保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行い、加入以前の国民年金保険料はそのときに一括で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月8日に社会保険事務所(当時)からA町(現在は、B市)に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年7月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、同時点を基準にすると、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、「具体的な金額は失念したが、加入したときに町役場

で遡って保険料を納付した記憶がある。」と述べているが、B市役所は、「申立期間当時、役場窓口では過年度保険料の収納はできなかった。」と回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 84 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料は近所の人が集金に来てくれていて、その人に毎月払っていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料は近所の人が集金に来てくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 44 年 7 月 8 日にA 社会保険事務所(当時)から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳には発行日が同年 8 月 2 日記載されていること、及び申立人の元夫の手帳記号番号は申立人と連番で付番されていることを踏まえると、申立人及び申立人の元夫は同年 8 月 2 日に国民年金の加入手続を行ったことが推認されることから、加入手続を行うまで、申立期間は国民年金に未加入であり、申立期間当時、集金人に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和 44 年8月を基準にすると、申立期間のうち一部の保険料は時効により納付することができない上、申立期間の保険料は、その一部は過年度納付及びその全部は特例納付によらなければ納付することができないが、申立人は、保険料を遡って納付したことあるいは一括で納付したことは無いと述べている。

さらに、申立人と一緒に加入手続を行ったと推認される申立人の元夫も 申立期間は未納である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関 連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

千葉厚生年金 事案 4624 (事案 3873 及び 4345 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和36年3月7日から41年12月21日まで 私は、脱退手当金を受領した覚えはなく、脱退手当金裁定請求書に私 の印が押されているのは、給料日に会社に印を預けたときに、会社が私 の意思を確認せずに押印したのではないかと思う。また、同請求書に私 の住所がA町BであるところをCと書かれており、私が24年も住んで いた住所を誤って書くはずがなく、字も私の書いたものではない。申立 期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書が現存している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、脱退手当金裁定請求書を記載した記憶が無いとして再度申し立てているが、i)元事業主は、「代理請求を行っていたと思う。」と回答している上、年金事務所から提出された申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しの請求者印は、申立人が当時使用していた「D」と刻印された印が押されており、事業所の名称、所在地欄はゴム印が押されていることから、当該脱退手当金は申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えるのが自然であること、ii)脱退手当金の支払方法は、社会保険事務所(当時)において支払う当地払いと銀行又は郵

便局を支払窓口とする隔地払いがあり、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には隔地払いの表示があるほか、脱退手当金支給決定伺の余白欄に「E」の記載があることから、当該脱退手当金は、申立人の脱退手当金裁定請求書の住所欄に記載された当時の居住地であるF県G郡A町(現在は、F県H市)に所在するI郵便局を支払機関として処理されたものと推認できること、iii)当該脱退手当金裁定請求書に添付されていた昭和 41 年分退職所得の源泉徴収票の住所は正しく記載されている上、42 年分退職所得の受給に関する申告書は、当初、当該脱退手当金裁定請求書と同様に誤った住所が記載されていたものの、正しい住所に訂正されていることから、当該脱退手当金裁定請求書を作成した事業主が記載誤りをしたものと推認され、社会保険事務所は、当該脱退手当金裁定請求書の申立人の住所が誤っていることを認識していたと考えられることから、これをもって、社会保険事務所の処理に不自然さがあるとは言えないこと、iv)申立人は、

「給料日以外に「D」と刻印された印を会社に預けたことは無い。」と主張していることから、脱退手当金裁定請求書及び 42 年分退職所得の受給に関する申告書への捺印は、申立人の意思をもって行われたものと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな証拠書類の提出は無く、申立人は、「脱退手当金裁定請求書の印は、会社が私の意思を確認せずに押印したのではないかと思う。」と主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。 脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、上記のとおり、脱退手当金裁定請求書が保管されている上、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年2月18日まで 私の夫は、平成3年7月から6年6月までの期間、A社に欠勤するこ と無く継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録 が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、平成3年7月から6年6月までの期間、A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された人事台帳により、申立人は当該事業所に平成3年7月30日に入社し、4年6月29日に退職した後、5年2月18日に再度入社し、6年6月8日に退職していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における加入 記録は2回あり、最初の離職日は平成4年6月29日、被保険者資格の再 取得日は5年2月18日であることが確認でき、当該資格記録は厚生年金 保険の資格記録と符合している。

さらに、申立人の妻が氏名を挙げた元同僚2名及びオンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる元同僚9名に対し、申立人の勤務実態等を照会したところ、そのうち7名から回答があり、申立人を記憶している者は3名確認できるものの、当該元同僚からは申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。